平成２７年（フ）第１０２号
福井市鹿俣町第41号35番地
破産者　中谷　　廣
1　決定年月日　平成28年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１１３号
福井県あわら市花乃杜１丁目１－15、住民票上の住所福井県あわら市市姫２丁目24番22号
破産者　田中　隆之
1　決定年月日　平成28年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１２１号
福井県鯖江市神明町４丁目７番37号
破産者　カーテック・ＹＯＵこと　上杉　英之
1　決定年月日　平成28年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１９５号
福井県鯖江市糺町第26号４番地10、開始決定時の住所福井県鯖江市神明町３丁目９番８号
破産者　川畑　浩美
1　決定年月日　平成28年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第２２６号
福井市種池町第１号12番地６
破産者　玉木　治和
1　決定年月日　平成28年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第２２９号
福井県越前市村国１丁目１番６号
破産者　中村　輝治
1　決定年月日　平成28年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第６２４号
秋田県大館市字長倉17－８　スティｉｎ大館パースン203号室、開始決定時住所東京都北区豊島４－15－30　レオネクストやまと101号
破産者　大石　敦司
1　決定年月日　平成28年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第４５３号
名古屋市天白区久方１丁目150番地の１　相生山団地29号棟203号室、開始決定時の住所名古屋市緑区浦里３丁目287番地　ユニーブル浦里605号
破産者　豊島　正美
1　決定年月日　平成28年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第９１１号
愛知県知多市日長字播摩147番地
破産者　永井　　匡
1　決定年月日　平成28年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１０１９号
愛知県日進市赤池町箕ノ手２番地1654
破産者　酒井　純子
1　決定年月日　平成28年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１０３５号
名古屋市中川区伏屋５丁目102番地　タウニー裕Ｂ102号
破産者　小林　大樹
1　決定年月日　平成28年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１１１１号
名古屋市南区豊田２丁目15番20号、住民票上の住所名古屋市港区西川町４丁目33番地の１
破産者　東　　美穂
1　決定年月日　平成28年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１４７８号
愛知県西春日井郡豊山町大字豊場字高前58番地　アネックス91　402、開始決定時の住所愛知県西春日井郡豊山町大字豊場字高前82番地　カルミアパーク　103
破産者　李　　奎和
1　決定年月日　平成28年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１５２８号
名古屋市瑞穂区竹田町２丁目７番地　ソフィア竹田町1101号
破産者　杉之原文夫
1　決定年月日　平成28年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第２７号
兵庫県明石市魚住町西岡123番地の９　パレス魚住306号、開始決定時の住所兵庫県明石市魚住町中尾605番地の３　みどり荘202号
破産者　フジタニ建装こと　藤谷　昌司
1　決定年月日　平成28年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２７年（フ）第２８号
兵庫県明石市大久保町西脇364番地の１　県住３棟406号、前住所兵庫県明石市魚住町中尾604番地の２　魚住荘
破産者　藤谷　美和
1　決定年月日　平成28年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２７年（フ）第１２７号
神戸市西区樫野台５丁目３番地　５－803号
破産者　寺田　久雄
1　決定年月日　平成28年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２７年（フ）第１３５号
福岡県久留米市山川町3113番地６
破産者　竹下　鑑夫
1　決定年月日　平成28年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部